

## 第108回郡山市都市計画審議会 議事録（概要）

### 1 開催日時

令和4年8月29日（月） 午前10時00分から午前11時20分まで

### 2 開催場所

郡山市役所西庁舎5階 5-1-1会議室

### 3 出席者

(1) 委員 16名（20名中）

(2) 事務局 14名

### 4 会議の公開・非公開の別及び傍聴者

公開 傍聴者4名

### 5 議題

#### (1) 報告事項

ア 第107回郡山市都市計画審議会に付議された案件について

#### (2) 議事

議案第1号 郡山市都市計画マスタープランの改訂について

議案第2号 県中都市計画道路の変更について（福島県決定）

（3・3・104号 内環状線）

#### (3) その他

なし

各項目について事務局から説明を行い、委員の同意を得た。

### 6 審議内容（要旨）

#### (1) 報告事項

ア 第107回郡山市都市計画審議会に付議された案件について

##### 【事務局】

県中都市計画用途地域の変更及び県中都市計画地区計画の決定について、令和4年1月26日に決定の告示を行った。

<委員からの主な意見・質問及び事務局の回答>

なし。

#### (2) 議事

議案第1号 郡山市都市計画マスタープランの改訂について

##### 【事務局】

郡山市都市計画マスタープランの改訂について改訂の背景、意見聴取の方法、今後のスケジュール等を説明し、今年度末に答申をいただくことに委員全員の同意を得た。

<委員からの主な意見・質問及び事務局の回答>

【委員】

地区の意見を集めることが重要であると考えているが、今回は地区懇願会を開催しないのか。

【事務局】

今回はオープンハウスで広く意見を集める方針である。地域の声に関してはコロナの影響もあり、各行政区長や中学生、PTA などへのアンケートにて対応する考えである。

【委員】

マスタープラン見直しの内容のなかで環境問題に関する視点が少ないのではないのか。

【事務局】

具体的な記述は少ないが、脱炭素化に向けたまちづくり、コンパクトシティという概念は基本理念としてある。素案作成する段階で十分に検討したうえで案の作成を進める。

【委員】

主要幹線沿線の利便性を活用した土地利用の検討とあるが、どういった内容か。

【事務局】

現在の主要幹線沿線の土地利用は地区計画にて物流施設等の用途に限定しているが、地域振興に資する施設等の活用も検討している。

【委員】

マスタープランにおいて主要幹線の抜本的な見直しは考えているのか。

【事務局】

都市計画マスタープランとは別に主要幹線の見直しは全体像の実現の観点で別途、検討考えていくが、都市計画道路について、個別案件ではなくて全体的な道路網としての考え方をマスタープランの中に取り入れる。

【委員】

市民の意見を聞くとのことだが、市民の意見と県と国の方針の整合が図れない場合はどのような対応をするのか。

【事務局】

県の区域マスタープランが進行に際して、市へ意見の照会が来ており、県と情報共有をしている。今後も極力整合が図れるよう協議を進めていき、不整合がないような形にしていく考えである。

## **議案第2号 県中都市計画道路の変更について（福島県決定）（3・3・104号 内環状線）**

【事務局】

県中都市計画道路の変更（3・3・104号 内環状線）について変更内容を説明し、委員全員の同意を得た。

<委員からの主な意見・質問及び事務局の回答>

【委員】

今回の変更箇所以外にも計画道路によって事業所運営の計画を見直さなければならない事業者

がいる。今後の事業所運営を検討するに当たり、事業計画を早期に提示するような対応をすべきではないか。

**【事務局】**

周辺の方の利活用を含めて検討を図り、計画策定後速やかに事業説明会を行い、適切な周知を図っていきたい。

**(3) その他**

なし